

派遣職員の募集について

1 東京都への派遣研修について

- ・派遣先 東京都総務局行政部市町村課
- ・研修期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日（1年間）
- ・募集人員 1名
- ・募集基準 一般事務の主任職又は主事職で、平成31年3月31日現在、勤続年数3年以上、概ね33歳までの職員
- ・募集期限等 平成31年1月29日（火）までに各所属の部長を通じて、総務部職員課へ申し込む。
- ・派遣の決定 複数の推薦があった場合は、所属課長等の意見を参考にし、総務部職員課が派遣職員を決定する。
- ・勤務条件 東京都と市の協定による。
 - (1) 併任（派遣研修）
 - (2) 給与は、派遣元団体が支給する。
 - (3) 勤務時間、休日、休暇等は、派遣先団体の「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を適用する。
なお、年次休暇については、派遣元団体の条例を適用し通算する。
 - (4) 退職手当は、派遣元団体が負担する。
 - (5) 旅費は、派遣先団体の「職員の旅費に関する条例」を適用する。
 - (6) 共済組合は、派遣元団体に所属する。
 - (7) 共済会は、派遣元団体に所属する。
 - (8) 公務災害補償は、派遣元団体がその負担において行う。
 - (9) 研修、健康診断は、派遣元団体が行う。
 - (10) 分限及び懲戒は、両者協議してそれぞれ行う。

2 公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣研修について

- ・派 遣 先 (公財) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
- ・研 修 期 間 平成31年4月1日～平成33年3月31日（2年間）
- ・募 集 人 員 1名
- ・募 集 基 準 一般事務の主任職又は主事職で、平成31年3月31日現在、勤続年数3年以上、概ね40歳までの職員
- ・募 集 期 限 等 平成31年1月29日（火）までに各所属の部長を通じて、総務部職員課へ申し込む。
- ・派 遣 の 決 定 複数の推薦があった場合は、所属課長等の意見を参考にし、総務部職員課が派遣職員を決定する。
- ・勤 務 条 件 組織委員会と市の協定による。
 - (1) 併任（派遣研修）
 - (2) 給与は、派遣元団体が支給する。
 - (3) 勤務時間、休日、休暇等は、派遣先団体の関係規定を適用する。
なお、年次休暇については、派遣元団体の条例を適用し通算する。
 - (4) 退職手当は、派遣元団体が負担する。
 - (5) 旅費は、派遣先団体の関係規定を適用する。
 - (6) 共済組合は、派遣元団体に所属する。
 - (7) 共済会は、派遣元団体に所属する。
 - (8) 公務災害補償は、派遣元団体がその負担において行う。
 - (9) 研修、健康診断は、派遣元団体が行う。
 - (10) 分限及び懲戒は、両者協議してそれぞれ行う。

3 一般財団法人 地域創造への派遣について

- ・派 遣 先 (一財) 地域創造
- ・派 遣 期 間 平成31年4月1日～平成33年3月31日（2年間）
- ・募 集 人 員 1名
- ・募 集 基 準 一般事務の主任職又は主事職で勤続7年以上，かつ，平成31年3月31日現在，概ね35歳までの職員
- ・募 集 期 限 等 平成31年1月29日（火）までに各所属の部長を通じて、総務部職員課へ申し込む。
- ・派 遣 の 決 定 複数の推薦があった場合は、所属課長等の意見を参考にし、総務部職員課が派遣職員を決定する。
- ・勤 務 条 件 財団と市の協定による。
 - (1) 併任（狹江市での職を保有するが、職務には従事しない。）
 - (2) 給与は、派遣先の関係規定を適用し、派遣先から支給する。
 - (3) 勤務時間、休日、休暇等は、派遣先団体の「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を適用する。
なお、年次休暇については、派遣元団体の条例を適用し通算する。
 - (4) 退職手当は、派遣元団体が負担する。
 - (5) 旅費は、派遣先団体の「職員の旅費に関する条例」を適用する。
 - (6) 共済組合は、派遣元団体に所属する。
 - (7) 共済会は、派遣元団体に所属する。
 - (8) 公務災害補償は、派遣先団体がその負担において行う。
 - (9) 健康診断は、派遣元団体が行う。
 - (10) 派遣元が実施する研修の参加については配慮する。
 - (11) 分限については、協議の上派遣元団体が行い、懲戒については、両者協議してそれぞれ行う。